

ボローニアの学生大学の誕生について*

大森定光

The Birth of the Student University in Bologna

By

Sadamitsu OHMORI

When the medieval Europe gave rise to the institution called university, there were born, first of all, two universities which contrasted with each other as two sexes, that is, one of Paris in the north and one of Bologna in the south of the Alps. And these two had thereafter the decisive influences on the other universities with regard to their rises and falls, systemes, regulations, usages, traditions and so on. Of these two, university in Paris became the stronghold of the philosophy and the sacred study in the whole Christendom, and the other in Bologna appeared as the very center of the efforts to receive Roman Laws, and was famous for its unparalleled excellence in the study and instruction of civil and canon laws. Further the former started as master-directed university and remained as such, while the latter grew in the long run into the student-ruling-university. In the present report this writer intends to survey the development of the student hegemony in the case of Bologna within his reserch concern. It deals with the following matters successively: 1. The prosperity of the law schools in north Italian city-communes and its historical background. 2. The college of the teachers. 3. Why did the foreign students make their *universitatum* in then *Bologna*? 4. The advance of the power and the organization *hujus universitatis*. 5. The organization *hujus universitatis*. 6. The process through which *universitas scholarium Bononiensis* aquired the school-managing-power and the highly privileged corporate rights against that city.

はじめに

大学とは一体何なのかを問い返し、また大学の理念をそれぞれの時代的視点から改めて探求するとき、人はいつでも中世における大学の生成と発展を振りかえった。そこには、大学というものを生み出し育て上げた人間と歴史の衝

動、大学の社会的役割、さらには大学に不可欠な存立条件が単純明快に示されているからである。筆者の中世大学の研究の底意もそこにあり、本稿はかかる関心からボローニア大学の発展を跡づけようとするものである。

ヨーロッパ中世が12世紀から13世紀の頃に大学という制度を生み出したとき、アルプスの北と南に恰も雌雄のよう

* 水産大学校研究業績 第964号, 1982年10月15日受理。
Contribution from Shimonoseki University of Fisheries, No. 964. Received Oct. 15, 1982.

に対照的な大学が誕生して、以後の大学の生成や発展、大学の制度や伝統の創出に決定的な規定力を振うこととなった。すなわち、パリにはキリスト教圏の哲学と神学の牙城となり、教師たちが支配した大学が、ポローニアにはローマ法継受の拠点として市民・教会両法学に卓越し、かつ学生たちが支配した大学が生まれ出たのである。パリ大学の発展については、筆者の研究関心の範囲内ではあるが、既に別稿で触れている。本稿ではポローニア大学の場合について、やはり筆者の研究に必要な限りで、概観してみたい。論述は次の順序で進められる。

1. ポローニア大学の母床となった法学校の発展とその歴史的背景
2. 教師たちのギルド
3. 学生たちがユニヴェルシタースを作った時代背景
4. 学生ユニヴェルシタースの発展
5. ユニヴェルシタースの組織と制度…本稿の補足説明的意味において
6. 学生ユニヴェルシタースが教師たちを屈服して大学の支配者となり、かつ極めて特権的な団体権を勝ち取った経過とその実態

1. 法学校の発展

5世紀以降、北イタリアの諸都市は西ゴート、東ゴート、ランゴバルド、さらに下ってはマジアルなどの諸蛮族による侵略や支配を受け、大いに衰退した。しかし「侵入者の目的は、ローマ帝国を滅亡させることではなく、帝国内に定着して、そこでの生活を享受することであった」といわれ、ローマの文化や諸伝統がこれらの都市から滅び絶えることはなかった。都市自治の記憶とその制度の根幹、帝国の法や制度は、細々とではあるが残り続けた。そしてヴェネチアの活躍に刺戟されて北イタリアの諸都市が商工業にめざましい復活と発展を開始したとき、このようなローマの伝統もまた再び力強い生命を宿した。

北イタリア、ことにロンバルドの諸都市は11世紀から12世紀を通じて皇帝、教皇、ロンバルド伯たちの間の勢力争いを利用しながら、次第に古い政治的制約を払いのけ、自治を獲得し、最後には同盟して皇帝軍を破り、コンスタンス和約(1183年)によって自由独立の共和都市国家へと発展していった。いわば政治的ルネッサンスとでも言うべきこの動きに呼応するかたちで、12世紀のロンバルド諸都市の知的ルネッサンスは進行した²⁾。おそらく主としてこの事情によってであろう。それは同じ頃アルプス以北に展開されたルネッサンスの思弁的であった傾向と対比するとき、

自ずとプラクティカルで政治的経済的色合いが濃いものであった。

D. ウェーリの「イタリアの都市国家」(森田鉄郎訳)は当時のロンバルド諸都市の活動や市民のあり方、政治や諸制度などについて簡潔な描写を与えてくれるが、そのなかでわれわれは、これらの都市では「聖職者でもなければ軍人でもない人々に、いま一つ別の生き方が開けつつあった」³⁾ことを強く印象づけられる。すなわち、法律家、行財政家、公務官などの生き方である。日々自分の手で独立と平和を守り、適切な行財政や外交によって繁栄を図らなければならない自治都市では、それは当然の趨勢であったろう。かくて知的情熱は自ずとこの方向に流れこみ、復活した教育もこの関心に求心し、俗人教師たちが中核的な活躍をしたが、それはまたローマの教育の伝統的なあり方でもあった。こうして、法律、行政、経済の知識や実務能力の教育が隆盛し、ローマ法の学問的な研究と教授が北イタリア諸都市における知的活動の焦点となって展開されていくことになる⁴⁾。

ポローニアの大学の発生との関連でことに重要だったのは、この地におけるローマ法研究の進展であった。イタリアに侵入して支配したゲルマン蛮族は属人法主義を採っていて、そのためイタリア人の生活の中ではローマ法が生き続けていた。そして、新しい発展と融合の時代を迎えた西欧世界はその継受の必要と機運を高めつつあり、北イタリア諸都市はこのような歴史時代に生き、かつ雄飛しようと競い合っていたのである。しかも、ローマ法はイタリア人にとって誇りかな遺産であり、ラテン母語で書かれていたという事情もある。こうして北イタリア諸都市にはローマ法の研究と教育の情熱が高まり、ローマ、パヴィア、ラヴェンナ、ポローニアなどがそうした動きの中心となっていた⁵⁾。

さて、ポローニアはローマ地方に所在し、これとヴェローナ、トスカーナ、ロンバルドの四つの太守管区が交差する地点に位置した都市で、古くからイタリアの交通を扼喉する要衝であった⁶⁾。この市はすでに11世紀中に自由学芸の学校で名声が高かったといわれるが⁷⁾、それは授業料を取って教える独立の俗人教師たちが主宰する学校であった⁸⁾。これらの学校では当初、中世の伝統にしたがって自由7科、ことに文法、修辞学、弁証法のいわゆる3学が教授された。法学はまだ独立した学問分野となつてはおらず、修辞学のなかの法律的部門で扱われていたに過ぎないという(修辞学は「論証的」、「討論的」、「法律的」の3部門に分かれていた⁹⁾)。しかし、アルプス以北では神学的視点が

そうであったように、ポローニアでは法学的関心が学芸諸学を括約し、文法も修辞学も弁証法も、法律の勉強や法律上の諸記録の作成、鋭利で機智に富んだ弁護や論証のための予備教育といった性格が濃厚だったといわれる。¹¹

ポローニアでいま一つ特徴的であったのは文書作成法 *dictamen* と呼ばれる教授が行われたことである。ラシュドールによれば、これは書簡を書く技術にすぎなかったが、私信の定式だけでなく、公的文書や法律的な記録を編むための規則をも教えていた。当時は、法律や教令をはじめ重要な公文書類がすべてすでに死語となっていたラテン語で書かれていたのであるから、この文書作成法の教授は文法と法律の両分野にまたがり、おそらく修辞学に含まれていた幾多の分野のなかでも著しく専門度の高い部門であったろうと彼は推定している。ポローニアの学校は *Buoncampagno* などの著名な教師を擁して、この教授でとくに卓越していたらしい。ラシュドールはこの文書作成法の学校こそポローニアに専門の法律学校が形成されてゆく母床となったと考えている。¹²

12世紀の前半から、このポローニアは急速に法学の隆盛を見、その名声は他都市を押し、ヨーロッパの法学の都と目されて、諸国から多数の学生を引き寄せるようになった。その原因を、デニフレは、法学研究への機運が強まっていたこのころ、ここポローニアに、ローマ法ではイルネリウス、教会法ではグラチアヌスなどにより、時代の要諦にふさわしい新しい教授法が採用されたこと、および法学の研究に新しい方向、領域が開かれたことに帰している。¹³ ラシュドールもほぼこれと同じ見解を示しているが、いま一つ政治的視点からする説明をも付加している。すなわち、ポローニアの法学がより優勢だったラヴェンナのそれを凌ぎ、第一等の地歩を占めるに至ったのは、そこの学者たちが、最初は教権派のトスカナ女伯マチルダと結びついて帝権派であったラヴェンナ学派にかわってトスカナの法廷に支配的な地歩を得、後には皇帝側に立ってその厚い庇護を受けたという事情によるのだ、と¹⁴

それにしても、このころポローニアに新しい教授法や研究方向が生まれた原因は何であったのか。また、この事態は大学の誕生にどう結びつくのか。先ず最初の問題について、ラシュドールは新学説彙纂 *Digesta Nova* の出現を重大な契機として指摘する。学説彙纂は古典期ローマの偉大な法学者たちの判決書を抜粋集成し、これに修正を加えて現行法として公布されたものであり、ローマ法の精髓とも精神ともいえるものであった。従来はその一半のみが知られ、研究されていたのであるが、このころ残り部分が発見

されてポローニアにもたらされ、こうして新旧両部が統一的に研究され得るようになったのだという。ローマ法は中世ヨーロッパを通じて、聖俗両権からいわば自然法的な尊敬をもって見られてきたのであるから、その最高の古典的法学者たちの法理論の集成である学説彙纂が新旧そろって完全に呈示されるということは、大いに法学者たちの研究意欲を燃えたたせることであったにちがいない。教師ペポによって講義されていたと思われる旧学説彙纂に続き、いまや新学説彙纂が一多分イルネリウスによって一研究講義され、註釈されるようになった¹⁵ 諸断片の収集にすぎなかったローマ法大全から、いまやそれを統一された一体系にもたらすべき法哲学的根本原理が探求され、法規程がその字義によってではなく、この原理に拠って立法者的視点から解釈されることになった。¹⁶

また、ローマ法の研究がこのような理念的深化を聞き、体系的かつ包括的に学問化されていった事情は当然法学教育にも反映した。ローマ法大全全体が法学教育のカリキュラムとして定着し始め、同時に、普通講義、特殊講義、復講、討論、試験といった教授形態も生み出された。それとともに、この変化は法学教育に対する社会の要求をも高めたのであり、このころポローニアでは、この完全な課程の受講が有能な文官としての不可欠の資格とされるようになっていた。¹⁷ そしてこのように量も多く密度も高い教育が必要となるに及んで、法学教育は長期かつ専念的な学習期間を必須とするにいたり、教師も学生も他の諸学の学校とは独立な、専門の学校を形成するようになっていった。¹⁸ 12世紀前半のことであったろうと思われる。

イルネリウスの教授活動より少し遅れて、同じポローニアに住むカマルドリ派の修道僧グラチアヌスがいわゆるグラチアヌス教令集を編纂した。これは初代から当時に至るまでの教令を順序だてて配列整理し、喰い違う主張の双方の諸典拠を対照的に網羅提示したもので、それ自体は単なるテキストであって、このような教令と諸典拠のいろいろな考量から真に教会に確認されたと考えられる法の教理を求めることを目的とし、明瞭にスコラ学的なアプローチをもつものであった。¹⁹

教令の研究は教会権力を拡充整理する必要上、早くから進められ、グラチアヌス以前にもいくつかの教令集が編まれていたが²⁰ しかし教会法は当時はまだ神学の一部として研究教授されていたにすぎない。一方、ヨーロッパの政情は1120年にヴォルムスの協約で叙任権問題が一応聖俗両権の政治的妥協の形で落ちつき、そのもとで両権がヨセの体制に入っていた段階であった。教皇権にとり、教会法研

究の確立は焦眉の課題であった。ちょうどその時期に、それも帝権派の法理論上の支柱であったローマ法学者たちの本拠地ポローニアにおいて、グラチアヌスの教令集は出現したのである。まさに絶好の条件を具えたこの教令集は、たちまちすべての教令法学徒の研究と教授にとり必須の手引書とされることになった。²¹「国家的独立と皇帝大権という観念は、極めて多くのイギリスの司教たちがアンセルムやベケットに抗して心に抱いていたものであった。だが、それがグラチアヌスのこの教令集を基とする教育を受けた聖職者世代の心からは消え去った²²。」とラシュドールは述べている。それは教皇権にとり、この上なく力強い味方の誕生であった。ポローニアはこうして教会法学のメッカともなり、多くの聖職者たちを学徒としてひきつけることになった。

このグラチアヌス教令集の出現によって教会法学は神学からも市民法からも独立な学問体系として確立することになった²³だが、これによって前者からの独立度は強くなったが、後者との結びつきはむしろいっそう密接になっていった。それは教会法自体がローマ法の圧倒的な影響のもとで生み出されたものだったうえに、その理論化や体系化がローマ法の体系的な研究やその適用によって行われたという事情による²⁴そしてこの傾向はグラチアヌス以後、諸教令集の編纂が熱心に進められるにつれていっそう顕著になっていく。このため、教会法を研究する教師や学生の独立な層が形成されていくとともに、彼らにとってローマ法はいよいよ欠くことのできない基礎学習となっていた。教会法そのものはほとんどすべての大学で教授されたが²⁵以上のような事情からして、ポローニアが第一等の地位を占めたのは当然であった。

こうしてポローニアはヨーロッパに法学の王都として君臨するに至った。この名声と実力、およびイタリア諸都市がポローニアの学校の出身者を教師に需めたことや、多くの学校がポローニアからの教師や学生の移住によって生まれたことなどもあって、ポローニアの法学校の教師免許状はそのままだこの土地でも通用する資格 (*ius ubique docendi*) という一般的尊重を得るようになった。おそらく12世紀末までのことである。

2. 教師たちのギルド

1158年、皇帝フリードリヒ1世赤髯は大学史上極めて重要な一つの勅命を出した。一般に *authentica habita* と呼ばれているこの勅命は、勉学のために遠く異郷の地を旅し、いろいろな難儀や不便のなかで生活している学生、ことに

「神の神聖な法律の教授たちのところへ旅するすべての学生たち」のために、旅の安全と遊学地での生活に保護を与え、かつ一つの特典の賜与を冒明した。この特典とは、学生は告訴された場合、かれの教授たちもしくはその市の司教のいずれかの裁判を選んで要求してもよいというものである。これは学生身分に対して公権力によって与えられた最初のものであり、大学の自治と自由の基底的な拠りどころとして持ち出され、以後も長く執拗に主張され続けることになった。

文章全体から見て、この *Habita* はすべての学校に与えられたものであろうが²⁶「神の神聖な法律の教授たちのところへ²⁷」という冒葉、当時の諸学校の比重、後に述べるようなフリードリヒ1世の政治的企図とローマ法の関係、さらにはかれとポローニアの法学教授たちの結びつきなどから推して、ポローニアの法学校がその動機とも眼目ともなっていたと考えてよい。ところで、この特権の内容から推して、すでにこのころにポローニアのドクトルたちの間には萌芽的な団体が存在していたと、ラシュドールは考える。その理由はこうである。少なくともイルネリウスの時代には、生徒を集めることができれば誰でも法学教授を職とすることができた。だが、誰でも自由に法学を講義できるような事情のもとで、そんな教師たちに裁判権が与えられるなどは想像もできない。また1215年には *Bouon-compagno* の本が「市民法および教会法の教授たちのユニヴェルシタースと、その他の大勢のドクトルたちおよび学生たちの前で²⁸」講述されたとあり、さらに1219年には、教授資格であるドクトル位に関する教皇ホノリウスの勅書があつて²⁹すでにこの時にはポローニアに学位制度が確立していたことが明らかである。当時、ドクトル学位の授与とは教師ギルドへの入会資格の授与に他ならなかったのであるから、このことはすでに教師団体が十分に確立されていたことを意味する。してみれば *Habita* の出された1158年頃にはすでに、萌芽的にであれ、法学教師の団体が生まれていたと考えるべきである。とラシュドールは推論するのである³⁰ 妥当な推論である。12～13世紀の滔々たる団体化傾向のなかで、教職についても同業組合主義が契約の自由を排除したわけである。ポローニア法学の名声を背にしたこの法学教師たちのギルドには輝かしい前途が約束されているかに見えた。

12世紀は、すでに述べたように、様々な点で法学者への社会的需要が大きくなった時代である。皇帝フリードリヒ1世は、叙任権闘争以後諸侯が自立的領域支配権を強化していく形勢に対し、これをレーエン制で繋ぎ留めるととも

に、帝国直領を強化して諸侯らを分断支配し、神聖ローマ帝国を建て直そうと努力した³¹⁾。そのため、彼は帝国直領に官僚統治体制を敷き、そこに直轄体制と統一性を導入しようとして先述のようにローマ法の援用を図り、ポローニアの4名の法学者とローマ法に通暁した多数の都市裁判官をイタリアから参加させている。さらに1165年にはローマ法を皇帝法として承認し、これを俗界における世界法にしようとした³²⁾。「帝国領イタリアでは封建制が破壊され、レーエン制国家は官僚制国家に変えられた³³⁾」のであった。野心満々のフリードリヒのこのような世俗支配権の強化策に対応して、教皇座は教会法の研究や整備を進め、また北イタリア諸都市はコミュニケーション化を強めるべく、その諸制度を確立整備して行政、経済、軍事、外交などのすべてにわたって自治能力の拡充を図ったのであった。そして、このような政治局面の底で、ヨーロッパ世界は著しく生産力を高め交通力を増して大商業網を形成しつつあったのであり、それにつれて諸都市の間、都市と諸王国、諸侯の間に様々な関係が密接に結ばれるようになっていた。これらはすべて法律的、行政的、財政的、あるいはその他の実務的知識を備えた人々への需要を高める要因であった³⁴⁾。

先にも触れたように、ドクトルあるいはマギステルの位は元来教師ギルドへの加入資格であり、教授活動のための職業資格であったのだが、上述のような12世紀の状況のなかで次第に意味を変え、教授活動と独立に、単に学識能力を一般的に表示する称号、つまり学位としても尊重され始めていった。そして12世紀中には司教や枢機卿と並ぶ程の名誉と権威を獲得するに至った。このため、教授活動を志す者以外にもこの学位を得ようとする者がふえ³⁵⁾。こうして法学の勉強のためにヨーロッパ中から多数の学生がポローニアに遊学するようになった。

12世紀の後半、法学教育の高度化の結果、ポローニアで法学を学ぶこれらの学生たちはすでに他のどこかで基礎コースである学芸学の課程を修学し終えて来るようになっていた。したがって彼らはすでに年配でもあり、また聖俗いずれに属するにせよ、一般に地位も高く裕福でもあった³⁶⁾。だから、多分12世紀中頃にはすでに教授活動をギルド的に制限し始めていたであろう法学教師たちは、こんな学生たちを1人で多数教えることができ、授業料その他の収入はきわめて大きく、世の垂涎的であったという³⁷⁾。そしてポローニア市当局はこの有利な収入と地位をポローニア市民に限定しようとしたが、教師たちはさらにできるだけ少数の者に、それも自分の息子や甥たちに残そうと、極めて利己的な努力をした。彼らはこのために都市当局に追従

したり、学生の利益に反するような行動をとったりし、その結果、学生団の尊敬も信頼も失い、彼らへの惨めな隷属に陥っていき、これがポローニア大学の急速な衰退をひき起こしてしまう。

3. 学生ウニヴェルシタースの発生

法学教師たちのこのギルド団体—それはやがてコレギウムと呼ばれるようになった—は、学生が自分たちの団体化を強めウニヴェルシタースに結集すると、やがて急速にそれへの隷属に落ちこんでいき、ポローニアの学校は学生が支配する大学になっていった。もちろんこんな経過に対して教師たちは抵抗はした。彼らはこの団体の要であったレクトル選立の行為を非難した。法学教師バシアヌスを皮切りに、アゾその他が、学生はまだ修学中の身であり、専門職能団体を結成できる身分ではない、メンバーに対して強力な統制権をもつレクトルのような長を自分たちだけで選び立てる資格を持つ筈がない、と論難した。そもそも、親方の下で修業中のどこの徒弟がそんな権利を有しているのか？ パリの学校を見てみろ³⁸⁾！というのである。確かに同じころ、パリでは教師と学生のウニヴェルシタースの主導権は教師たちが握っていたし、それに当時のローマ法解釈では何らかの商売、あるいは専門職を実際に行っている者たちだけが団体を結成しその長を選ぶ資格があるとされていたのであった。だが教師たちのこのような抗議も無駄であった。ポローニアの裕福な学生たちは教師に対して雇用者の立場で臨み、その立場からの統制を強めていき、教師たちを屈服して大学の支配者となっていった。この状態はほぼ2世紀ほど続き、やがて消え去りはしたが、しかし大学史に払拭され得ない強烈な影響を残したのであった。

けれども、ポローニアの学生ウニヴェルシタースはもともとはこんな意図をもって結成されたわけではなかったし、こんなありかたをしていたわけでもない。デニフレによれば、学生はそのウニヴェルシタースを「外地における自由人の仲間集団 Genossenschaft³⁹⁾」という性格のものとして作った。外地にあれば同郷人が集まり合うという現象は人間性の自然である。遍歴商人や外地に居留している商人たちはずっと以前から同業者同士、または同国人同士で相寄り、誓約して団体をつくっていた。会食して親睦を培い、メンバー内の死者を葬い、お互いに扶助し合い、共同で防衛するなどがその活動であった。外地にあった商人たちの自治団体であるこのギルド、つまりハンザと共通の助機および性格を持つものとしてポローニアの学生ウニヴェ

ルシタースも出発したのである⁴⁰⁾。ユニヴェルシタースという語そのものは（コレギウムという語も同様）元来は単にある人々の全体を指すもので、集団とか組合とかいう意味の語に過ぎなかった⁴¹⁾。だからこの語は、当時は他のギルドやあるいは都市自治体のような団体についても極く一般的に使用されていたのであり、それが特殊に大学を指してのみ用いられるようになったのはもっと後のことである。要するに、学生ユニヴェルシタースの結成は、外地にあつての彼らの生活の集団的な扶助や防衛、そして相互的親睦といった意図に発するものであり、このことは後に述べるように初期のユニヴェルシタースの関心や活動からも明白である。

しかし、外地におけるこのような団体化は、中世では単に、人間性の自然とかゲルマン的な慣行とかいったものだけに起因したのではない。後に触れるような中世の市民権のありかたからして、中世都市の余所者は、もし著しく不利益な生活を免れようと思えば、このように自分たちを集団化し、その団結の力で扶助し合い防衛し合うほかなかったのである。こんな訳で、ポーニアの学生ユニヴェルシタースは外来学生のギルドとして生まれたのであり、それに加入できたのもっぱら外来の学生だけであり、ポーニアの市民権をもつ者は教師であれ学生であれ、決して正規にメンバーとなることがなかった⁴²⁾。ポーニアの市民である者はその必要を見なかつたし、その上、都市コミュニティへの忠誠を強烈に義務づけられていて、学生ユニヴェルシタースへの忠誠など不可能だったのである。ポーニアやバリの大学がこのように都市共同体と緊張的な関係において団体化していった事実はヨーロッパ大学史における大学自治の性格に重大な影響をもつこととなった。

このポーニアの学生ユニヴェルシタースの成立を、デニフレモラシエドールも12世紀末、おそらくはその90年代であろうとしている⁴³⁾。その推定の主要な論拠は、学生が自分たちだけでその長を選立するということは、先に見たように、教師にとっても重大事であったはずなのに、現存資料による限り、この行為に初めて論駁を加えたのは法学教師J. パシアヌスであり、それが12世紀末であるということである。また、この成立時にいくつかのユニヴェルシタースがあつたかははっきりしていないが、しかしこれらの学生団が13世紀初頭にポーニア市当局と激しい軋轢を起こして教皇庁に訴え出た際に教皇ホノリウス3世が一勅書を発した1217年には、その文面から推して、多分四つのユニヴェルシタースが存在していたと考えられる。すなわちアルプス以北者、ロンバルド出身者、トスカナ出身者、それ

にローマ出身者がそれぞれにユニヴェルシタースをもっていた⁴⁴⁾。だが、これらのユニヴェルシタースがどのような経過を辿って誕生したものなのかも明確ではない。多分、同郷者感情で自然発生的に集まり、家や下宿探して助け合い、一致して余所者扱いの不利を防衛し、仲間うちの病人看護や死者の葬いを手筈し、宗教活動や祭事を執り行い、時には仲間うちでの意趣や争いに決着をつけ、さらに中世では大変重要視された会宴などの親睦活動を行うなかで形成されていったのであろう⁴⁵⁾。そして、よりよい勉強あるいは生活条件を獲得しようとする努力のなかで、闘争力を強化するため、より大きな地域単位へ結集を図り、やがてははっきりとした規約や役員などをもつ団体、ユニヴェルシタースの結成を見たものと考えられる。後の統一されたユニヴェルシタースの下部組織となつたナチオやコンシリアリアは、このようにしてできた小地域集団を基礎としてでき上がったものであろう。

以上のように、ユニヴェルシタースはその結成の動機あるいは目的についてはハンザの性格が強かつたのであるが、組織の点から見ると、当時のイタリア諸都市の同職ギルド、すなわちツunftに一層よく似ていた。アゾなどが学生によるユニヴェルシタースの長=レクトルの選挙権を論駁したのもこんな事情があつたからであり、学生ユニヴェルシタースをツunftと同視した上で、徒弟の分際で親方である教師をさし置いて自分たちの長を選ぶとは何ごとか、という理論だったのである⁴⁶⁾。12世紀から13世紀にかけては、イタリア諸都市に団体化の動きが渦巻いていたのであり、そうした時代衝動の申し子でもあつた学生ユニヴェルシタースが同じころに簇生したツunftと相覆う組織をもつたのも当然であつた。そればかりではない。すでに都市そのものがかかる団体化情熱に支えられて、その頂点として生み出されたコミュニティであつた。このような都市において結実した対内統制と対外独立のコミュニティ的情熱は、市民が都市内部で結成したツunftにも脈々と流れたし、都市の諸制度は、幾分縮小された形ではあれ、このギルドのなかでも再生産されていた。ツunftは「ミニャチュアな市民国家、国家内国家⁴⁷⁾」という特質をもつていた。そして、学生ユニヴェルシタースも、余所者たちの団体でありながら、このようなツunft的主張を掲げながら動き出すのである。

4. 学生ユニヴェルシタースの発展

13世紀の中頃には、ポーニアの法学生ユニヴェルシタースはさらに統合して、アルプス以北者 *ultramontani*

とアルプス以南者 *citramontani* の二つのユニヴェルシタースになっていた。⁴⁸⁾しかし両ユニヴェルシタースは、別々のレクトルを選んではいたが、その関係はすでに極めて緊密なものとなっていた。そして、14世紀になるまでには、両者は形式的にはともかく、実質的にはほとんど融合してしまっており、共通の規則と共通の集会、そればかりでなく一つの共通な印章をさえもっていたようである。⁴⁹⁾14世紀中頃からは、さらに、このレクトルさえも1人だけになってゆく傾向が進み出した。⁵⁰⁾

親睦、相互扶助、仲間うちの調停、あるいは共同の防衛などをめざして、それ故出身地の共通性をもとに結成されていったギルド団体であったという当初のあり方からすれば、学生ユニヴェルシタースには、比較的小さな適正規模が考えられるはずである。それがこのように次々と統融合を進めていった事実の背景には13世紀、ことにその前半にユニヴェルシタースとボローニア市の間に展開された、学生の団体権と特権をめぐる激しい攻防の歴史があった。

ボローニア市当局は、12世紀中から、法学教師たちが好条件に誘われて他都市へ流出してゆくことに焦慮していた。⁵¹⁾愛国心の熾烈な当時のイタリア都市コミューンは、立派な学校をもつことに大変な情熱を示していた。それは、すばらしいカルロッチョや荘麗な市庁舎、司教座聖堂の建築などと同様に、都市のもっとも大きな栄誉の一つとみられていたのである。そればかりではない。大きくても10万以下、大抵は5万にも満たぬ人口であった都市コミューンにとり、何千人という学生の来往は極めて大きな経済的利益でもあった。諸都市はこの二つを求めて激しく競い合い、様々の有利な条件を提示しながら、あの手この手でボローニアから教師や学生たちを引き抜こうと努力していた。⁵²⁾13世紀の初頭までにイタリア諸都市に設立された法学校の多くは、このようなボローニアからの教師や学生の移住によったものである。⁵³⁾ボローニア法学の名声と、外来学生のもたらす繁栄の独占を破られようとするボローニア市当局は、次第に態度を硬化させていった。

おそらく1180年代⁵⁴⁾モデナ市からの法学教師ピリウス誘聘を機に、ボローニア市当局は法学教師全員からむこう何年間か他市で教授しないように誓約させ、この誓約は以後ボローニアで教職に入る者に対し強制されるようになった。⁵⁵⁾ところが13世紀の初めごろ、市当局は学生の集団退去といういつそう大きな恐怖に直面するようになった。ボローニア市の待遇を不満とし、全学生団が他都市への流出を企てたのである。1204年、ヴィケンツァへのこうした学生流出が起こった直後、市当局はこうした学生たちの退去

に加わったり、教唆もしくは帮助することを、追放と財産没収の罰刑をもって市民に禁止した。しかし、これでは外来学生の動きを封ずることはできなかった。1215年、まともアレゾへの退去が生じた。1217年、市はついに最後の強硬手段に訴えた。市当局は条令によって、「もし学生あるいは他の何人かにして、誰か他の学生を、何らかの方法もしくははたくらみによって、これを勉学のために当市からつれだすことができるような義務を負わせたりする者があれば、かれは追放され、かつかれがボローニアあるいはかれの地に持っている財産は公庫に没収される。その半分は告訴した者に与えられる⁵⁶⁾と定めたのである。レクトルたちがこれに該当するのは明らかであった。かくて、ユニヴェルシタースは、もし存続しようと思えば退去謀議はしない旨を誓約するレクトルを持つほかなくなった。それはユニヴェルシタースの自治権にとり致命的な事態であった。

折りしもロンバルドの殆どの共和都市で、そしてボローニアでも、成長したツフツトが団結して商人貴族による都市支配に反抗し、ギルド諸権利と市政参加を闘い取りつつあった。⁵⁷⁾多分、こうした社会状況にも刺激されてであろう、学生ユニヴェルシタース、ことに非イタリア人ユニヴェルシタースのこの恫喝への抵抗は激しかった。市がかの条令を出した1217年、ユニヴェルシタースの一つは教皇に訴え出た。同教皇一彼は以前ボローニアの司教座聖堂助祭であった一は大いに学生側に立ち、市に同規則の撤回を勧め、かつ学生たちには、自分たちの誓約を破るくらいならむしろ市を退去せよとさえ励ました。⁵⁸⁾だが、学問的名誉と経済的利益を賭けた⁵⁹⁾市当局も容易に譲歩しなかった。教皇の仲介も効果なく、市はレクトルのみならず一般学生にも強硬な圧迫を加えて応じ、かえって学生ユニヴェルシタースそのものを他のギルド団体と同様に自己の支配下におこうとする志向を強めていったようである。これに対し学生も幾度かの離散をもって対抗したらしい。

ボローニア市の本来の意図は学都の名誉と利益を独占しようとするものであり、決して学生ユニヴェルシタースを弾圧することではなかった。だが学生および教師の流出は、ユニヴェルシタースの全メンバーに服従義務を誓約させているレクトルの命令によってなされたのであるから、レクトルからこの退去命令だけは無効にしたかったのである。一方、学生は、たとえボローニアで勉強するにしても、かかる制約下ではなく自由な立場でそれを選択したいと望んでいたのである。事態の悪化のなかで、この間に妥協点を見い出そうとする努力も払われたらしい。ホノリウス3世も学生をひきとめて置きたいならば厳格と強制によってで

はなく温和と自由保障に拠れと市当局に論している⁶⁰⁾ 1220年には市も態度を軟化させ始めた。だが事態そのものは逆に深刻化し、1222年ユニヴェルシタースはついにパドゥアへの大退去を敢行した(パドゥア大学の起源)。おそらくこれに対する報復として市当局は、市に味方するローマ法の教授たちに奨められて、レクトルとコンシリアリウスたちを追放した。そして1224年には、レクトルを選立しないか、あるいは選ばれたレクトルが学校退去の策動をしないことを誓約すれば、学生たちは従前通り自由にポローニアに滞在できるという条令を定めたようである⁶¹⁾

同年、学生たちはホノリウス3世に三度目の提訴をなし、窮状の救助を求めた。この年にはまた、ナポリに大学 *studium generale* を創立するため、ポローニアの法学校を潰そうとする皇帝フリードリヒ2世の企図も顕れてもいた⁶²⁾ 同教皇は確乎として学生の側に立ち、かれらの伝統的な自由の権利を擁護し、市に対し破門の意志を示しながら上記条令の撤回と学生の復権を迫った。ついに、ポローニア市も譲歩し、規定そのものは改廃しないが、レクトルからの誓約は事実上断念した。学生の勝利の方向へ事態は動き出したのである。

この争いは、結局は、この世紀の中頃に生じた両者間のいま一つの大紛争の解決のなかで一応の結着を見せることになる。1245年の条令はなお依然、学生たちにレクトルの退去命令に従う誓約をすることを禁じているが、一方かれらがレクトルを選立する権利は完全に認め、かつユニヴェルシタースに属する外人学生に対しポローニア市民とほぼ同等の諸権利—もちろん市政参加権は別であるが—を公私にわたって保証した。さらに1289年、学生たちは財産保護や学生相互間の民事係争に関してさえ例外的な特権を手に入れた。

この厳しい闘争過程を勝利のうちに乗り切り、勉学や生活のための諸条件を改善し、学生団体権を確立してゆくためには、学生ユニヴェルシタースは、それぞれの規則や性格を固持して分立し別様の行動を続けるわけにはゆかなかつたであろう。日常生活の上では、確かにかれらは自分の属するナチオなどによって競立し、時には酒の上のいざこざや愚にもつかない理由で互いに大喧嘩をやっていたにちがいない。けれども、中世のギルド的本能に随い、また闘争の必要や体験を通じて、学生たちはユニヴェルシタースの統融合を推めたのであり、そこから生み出される強大な力によって大学独自の諸権利や権威を獲得していったのであった。

5. ユニヴェルシタースの組織と制度

先に述べたように、ポローニアの法学生ユニヴェルシタースは13世紀中頃に *ultramontani* と *citramontani* の両ユニヴェルシタースに統合されていたと考えられる。14世紀に入るまでにはこの融合はさらに進み、形式的には各々別個の団体ながら、実質的にはほとんど一体化し、共通の規則典をもち、共通の会議を開くようになっていた。かつ1317年には多分、それまで法学生ユニヴェルシタースが打ち立てた制度や組織の集大成ともいふべき成典が作られた。それは、半世紀余を法学生ユニヴェルシタースの配下におかれてきた医学生のユニヴェルシタースが、そのレクトルの独立な裁判管轄権を達成した翌年だった。ポローニアのユニヴェルシタースの規約で完全な形で現存するのは1432年のものだといわれる。しかし、これは上記1317年の成典とほとんど差がないことが判明しており⁶³⁾ ラシュドールやデニフレは確立されたポローニアのユニヴェルシタースの姿をこれに拠って叙述している。彼らに従えば、ポローニアの法学生ユニヴェルシタースの組織と制度は次のようなものであった。

Ultramontani のユニヴェルシタースの出身地域別の下部組織はナチオと呼ばれ、その数は1265年で14⁶⁴⁾ 1432年では16存在した⁶⁵⁾ そのそれぞれが1名、ときに2名のコンシリアリウスを選んでいった。これに対し、*Citramontani* はローマ、トスカナ、カンパニア、ロンバルドの4ナチオを含み、そのそれぞれが出身地別の下部組織コンシリアリアに分かれていた。*Ultramontani* のナチオに対応するのはこのコンシリアリアであり、コンシリアリウスもこれから選び出されていた。その数は、1432年までに17を数える。ナチオおよびコンシリアリアから選出されたコンシリアリウスはレクトルの顧問団であり、レクトルの行為や決定に助言あるいは忠告を与えてユニヴェルシタースの執行体を構成した。各ユニヴェルシタースにとり、その最高の機関は両ユニヴェルシタースの全学生による学生総会 *congregatio* であったが、通常はレクトルとコンシリアリウスたちにほとんどが委ねられ、総会招集やレクトルの判決等も彼らの多数決を必要としていた。次にこれらの諸機関をやや詳しく述べてみよう。

a. ナチオ

中世の都市共同体における市民の団結は大変なものであった。多くの場合、彼らは誓約によって運命の共同を維持し、人為的に愛国心を強化していた。そんな中での外来学生の生活や勉学には多くの困難があった。まして、どう

いうわけか、ポローニア市には暴力的伝統があった。⁶⁹⁾ 皇帝フリードリヒ赤髯がその *habita* のなかで、「学生が住んでいる地域の住民が学生に借りた借金のために学生に損害を与えること⁷⁰⁾」を禁じ、かつ訴えられた学生に都市の裁判官を強制されない保護を与えたのはこうした事情からであった。ポローニアに遊学した学生たちにとって、集団化は生活と勉学のために欠くべからざる条件であった。そして、おそらく、こうした集団化は郷国を同じくする者たちの結合から始まったにちががなく、その際もっとも早くこの動きを起し、かつ中核的な存在となったのはドイツ人学生団であったといわれる。⁸¹⁾ やがて、都市や市民たちに対する大きな対抗力を持つため、より大きな団体、ユニヴェルシタースへの結集が実現されたとき、これらの同郷者集団はナチオ、あるいはコンシリアリアという下部組織としてそれに組み込まれていったと考えられる。

初期には、ナチオはそれぞれが独自の規則役員、集会などを持ち、独立の行動をとる自治団体であったと考えられるが、ユニヴェルシタースが都市やドクトルたちとの争いのなかで統融合を進め、権能と力を集中してゆく過程で、次第にその自治領域を狭められ、機能を懇親的会宴、相互扶助、日常的防衛などに集中していった。この間、ユニヴェルシタースとナチオの間にはしばしば軋轢も生じたようである。⁸²⁾

個々のナチオの規則で現存する最古のものは1497年のドイツ・ナチオのものであるといわれる。しかし、諸事由から推して、13世紀末から14世紀を通じて、大差ない規則が行われていたようである。⁸³⁾ ドイツ・ナチオは他のナチオやコンシリアリアに比し、ユニヴェルシタース内で極めて特権的な地位を保持し、プロクラトルという特別の称名をもつ2人の長を選んでいるなどしているから、この規則や活動がそのまま他ナチオにあてはまるとはいえない。しかし、一応ドイツ・ナチオを例としてみると、ナチオは次のような活動をしていた。

ドイツ・ナチオはプロクラトルと呼ばれる2人の長を選立した。他のナチオやコンシリアリアの選出する長、コンシリアリウスがユニヴェルシタースの長レクトルに従属する性格のものであったのに対し、プロクラトルはむしろドイツ・ナチオに従属していた。そして、このプロクラトルの仕事がナチオの活動内容であるから、それを挙げてみよう。彼らは同ナチオのメンバーに対し裁判権を有していた。彼はナチオの活動のために必要な金を集めなければならなかった。その収入源は、メンバーのナチオ入会金、任意寄附、祝儀、それにいろいろな罰金であった。出費は多端で

やり繰りが大変だった。ナチオの特別の宗教祭儀には執事僧や歌い手、燭燭やミサ用のぶどう酒に金が必要だし、ナチオの礼拝堂の日頃の維持もあった。祝祭日の宴会は年々派手になって莫大な出費となったし、特別な関係をもつ寺院の個別のお祈りもいくつもあった。お抱えの官員や書記、さらには専属の弁護士や医者報酬も払わねばならなかった。時には投獄されている仲間の救助資金も要った。

プロクラトルたちは大変多忙であったろうと思われる。ナチオの財産目録や所属者名簿、規則書や諸特権の記録書の保管その他の仕事も彼の任務だった。任期が切れると収支決算もやらねばならなかった。病気になった者や危篤の者を見舞い、慰安し、必要なら物質的援助のためにメンバーから特別徴収をしたり基金から支出したりした。葬儀の手筈も整えねばならない。それに金銭上の不義理をする者があれば、他のメンバーにも迷惑が及ぶから、これはあらゆる手段を講じても弁済させなければならなかった。しばしば起こる仲間間の争いも裁いた。ナチオの集会の招集と主宰も彼の任である。退任前になると、彼らはまた、現在のメンバーの中から各自1名の後任プロクラトル候補者を推薦した。メンバーはこれについて投票したのである。このような繁忙な職であったから、彼らの就任後の最初の行為はシンディクスと呼ばれる、彼らの職務の補助官員2名を指名することであった。また、彼らは選出されると直ちにナチオの全体集会で職務の忠実な遂行を誓約しなければならなかった。

b. レクトル

中世における団体の長のいろいろな呼称のなかでも、レクトルという呼称は12世紀のローマ法研究の復活後に用いられるようになったもので、団体の権がただ1人の手に集中している場合に用いられることが多かったという。⁷¹⁾ ユニヴェルシタースがポローニア市と争いながらその勢威を強大化していったとき、その長であるレクトルの権勢と威信は高く、彼らはポローニアの司教を別とすればどの大司教や司教、さらには枢機卿よりも上席を占めたのであった。

このレクトルは2年毎に、前レクトル、コンシリアリウス、および以南者ユニヴェルシタースの場合には選ばれた特別選挙人も加わってなされた間接選挙で選ばれた。彼は「在俗僧にしてかつ未婚、僧形を装し⁷²⁾、5年以上法学の勉強を経、最低24歳に達している学生でなければならなかった。在俗の制約は、教団僧の場合であればユニヴェルシタース規則と背馳する教団規則に縛られる虞れがあったからであり⁷³⁾ 僧籍者という規定はメンバーの過半を占めた聖職籍学生に対する裁判権の関係からであった。教会法

は聖職者に対する世俗者の裁判権を認めていなかったのである。⁷⁵⁾

選ばれたレクトルはユニヴェルシタース規則の遵守と遂行を誓約して職務に入った。その職務は多かった。他のギルドの長と同様、彼はユニヴェルシタースに属する者に対しかなり広く、かつ強い裁判権を行使した。行政の包括的な長として、彼はまたユニヴェルシタースの諸行事を主宰し、規則違反を摘発して科罰し、罰金を徴収し、規則の定期改正や臨時変更の手続きを行い、布告を伝達させ、学位試験前の候補者から誓約を取り、四旬齋に行われる討論の座長となり、市当局と折衝し、次期レクトルの選出を果たす、等々のことを行わなければならないかった。

対内的にも対外的にも、ユニヴェルシタースの勢威はそのレクトルの威厳によって表現された。彼は公的な場においてだけでなく、生活の場においてもそれを期待され、そのために、彼が徴収する授業料に半ばするサラリーを受けた。しかし、扶持づきの2名の風吏、ペデルを抱える義務やら、就任式に要する法外な金額、その他の要費は莫大であり、さらに任期中徴収し損ねた金を自ら立てかえなければならないなどの義務もあって、とても収支相償なようなものではなかった。このため、学生はレクトルに選ばれることを極力逃れようとし、その結果、ユニヴェルシタースは大資産をもつ学生を選ぶほかになく、しかも任期途中でかれが逃げ出さないよう細心の防止策を定めざるを得なかった。14世紀半ば以降、1人だけのレクトルが両ユニヴェルシタースのレクトル職を執り、やがてこの配置が常態化していった一因はこのレクトル候補者難であったという。⁷⁶⁾

レクトルの裁判権は大学の自治の重大な要素であった。この裁判権の下におかれたのは、先ず、そのユニヴェルシタースの学生たちである。彼らはユニヴェルシタースに加入するにあたり、その規則の遵守とレクトルへの服従を誓約しているものであり、彼らに対するレクトルの裁判権と処罰権は本来この誓約に基づいている。ポーニア市当局もこの裁判権を、むしろギルド一般の長の場合の裁判権と同視して、当然の、合法的なものと認めていた。⁷⁷⁾ その故に、また反面、ギルドと同じ限界をもつものとも考えていたのではあったが。以上のような事情から、レクトルの裁判権は、当初は争いの両当事者がユニヴェルシタースのメンバーか、あるいはユニヴェルシタースの公僕である場合に限定されていた。しかし学生たちは、14世紀前後から当事者の一方が学生となっているすべての訴訟においてレクトルが独占的な裁判管轄権をもつことを主張し、これを執拗

に市当局に迫り続けている。これは結局は認められなかったようであるが、15世紀に入ると従来認められていなかったレクトルの刑事裁判権が、当事者の双方が学生である場合に限り、市当局の承認を受けた。

ユニヴェルシタースの諸規則に対する違犯がレクトルの科罰の対象になったのは学生たちだけではなく。ユニヴェルシタースの特許を受けて学生相手に商売を営んでいた市民たち、つまり *stationarii* と呼ばれた書籍商、御用商、金貸し業者、貸し家主、そして教授たちも、ユニヴェルシタースとの関係の範囲で、レクトルの監督と処罰権のもとにおかれていた。教師の場合には13世紀中にレクトルへの服従の誓約を取られるようになったのであり、規則や誓約への違犯は、もっとも重大な場合には、権利剝奪 *privatio* で罰せられた。商人や家主もこの権利剝奪や取り引き差し止め *interdictio* の重罰におののいていた。

ユニヴェルシタースに所属もしくは下属する者に対するレクトルの裁判・制裁の権は、以上のように極めて強力なものではあったが、レクトルのこの権限は完全に規則に拘束されたものであり、彼はほとんど自由な裁量を許されていなかった。これは裁判権だけではなく行政面についてもそうだったのであり、レクトルはほとんど全面的に規則に縛られており、また、そうでないところでは顧問団であるコンシリアリウスたちの同意によって拘束されていたのである。⁷⁸⁾ 要するに、レクトルはユニヴェルシタースの組織上の元首に過ぎず、彼が一身に集めていたかに見える権能と権威は、実はユニヴェルシタースそのものの勢威と意志—その集約がユニヴェルシタースの特権と規則であった—の人格化だったのである。彼が要求し、かつまた彼に要求されもした荘厳さと愚かしいまでの散財慣行も畢竟、中世社会においてユニヴェルシタースの社会的地位の偉大さを表現する様式であった。実際、中世の精神はこのような公認の形式で枠づけることによるのみ、共同生活に秩序を見出し得たのである。⁷⁹⁾

c. コンシリアリウス、その他の役員

特権的であったドイツ・ナチオ以外のナチオ、および *citramontani* の諸コンシリアリアの代表者であるコンシリアリウスたちは、母団体の長というより、むしろレクトルの執行体構成員、あるいは顧問団といった性格の方が強かった。彼らについてはすでに1224年に言及されている。⁸⁰⁾ デニフレは、このコンシリアリイの制度をユニヴェルシタースがイタリア諸都市のギルド団体から借りたもの、だからその原理は都市の市参事会制度そのものであると述べている。⁸¹⁾ 都市の参事会は都市コミュニティの統治機構であ

り、立法と行政のみを裁判をも行った。²¹それは「財政の、商業の、工業の警察権を掌握し、公共土木事業を命令且つ監督し、都市の食料供給の組織をつくり、コムニオン軍の装備と軍紀を規制し、子供のために学校をつくり、貧者と老人のための救済院の維持に費用を投ずる。参事会の発布する諸条令は、真正の自治都市立法を構成²²」していた。

ユニヴェルシタースのコンシリアリイも、レクトルの下で、おそらく同じ程度に広汎な仕事をしたと考えられる。学生大会を招集するには彼らの多数による同意が必要であった。身分剝奪の罰刑を判決したり偽誓の罪を犯したと宣告するときにも、レクトルは彼らの多数者の同意を得なければならなかった。彼らはまた、間接選挙方式で選ばれていたレクトルの選挙人でもあった。ユニヴェルシタースの諸規則の改正は20年毎に一度と限られていたが、その中間で変更が必要なときは、両レクトルとコンシリアリイの、次に彼らを選ぶ24人のメンバーの一致した同意が必要であるという旨も定められていた。こういった特定の仕事の外にも、彼らはレクトルから招集があればいつでも助言をする義務をもっていた。合議体としてのその定数は3分の2であった。

母団体であるナチオなどにおける彼らの役目は、ドイツ・ナチオのプロクラトルの場合以外ははっきりしないが、ナチオに入会した新入学生のすべての名前を10日以内にレクトルおよびユニヴェルシタース会計官の両方に報告することはその一つであり、これを怠った場合は重い罰金を科せられた。また、自分のナチオ出身の学位候補者の受験の世話もした。

ユニヴェルシタースのその他の役員の主なものとしては、ほかに次のようなものがある。

シンディクス *syndicus*…レクトルとその顧問団の職務遂行を援助するために、各ユニヴェルシタースが選んだ委員である。援助とはいっても、その内容は審査であったようである。ポローニアの母校であったパドア大学の場合には、彼らは訴訟を審理し、証人を審問し、予めレクトルたちに知らせてではあるが判決を下した。またレクトルおよび顧問団に規則違反があればこれに反対すること、およびユニヴェルシタースの諸特権をあらゆる力に対し断乎守護するのも彼らの役目であった。レクトルたちの怠惰や邪心に警告し、容れられない場合には彼らを顧問団に告発したり、さらには一定の手続きで罷免させる権ももった。時にはレクトルの職を代行もした。これはパドア大学の、しかも1550年の規則によるものであるから、必ずしもそのままポローニアの場合にあてはまるとはいえない。しかし、かなりの

部分はポローニアの場合にもいえると考えられる。イタリア諸都市のシンディカトウもそうした機能をもっていた。1317年から1347年までのポローニアの法学生ユニヴェルシタースの規則にも、レクトルの罰金徴収業務の監査およびユニヴェルシタース各員が規則違反を通告しなかった場合の科罰などのことがシンディクスの職権として述べられている。²³各ユニヴェルシタースから2名づつ選ばれたようであり、科徴された罰金の中から幾分か、および証人訊問から何がしかをその労の報酬として受けたともいう。²⁴

ペキアリイ *peciarrii*…筆写に拠っていた中世で書価が高いのは当然であった。学生たちはたいてい、その教科書を賃借して勉強した。その上、書籍の販売が行われると価格が騰貴したり都市から流出したりすることにもなり、それは大学にとっても、その学都にとっても決して好ましいことではなかったから、書籍販売は多くの場合厳しい制限を受けていた。店舗を構える書籍商 *stationarius* の実質は、こんなわけで、ほとんど貸本と古本仲介業であった。安価な教科書を確保するために、ユニヴェルシタースはこの書籍商を自己の統轄下におき、いろいろと強い制約を加えていた。この場合にもっとも留意されたのは、貸賃価格と写本の正確さであった。ペキアリイはこの正確さを維持するために置かれた役職である。その名称は筆写テキスト本の公認の原本の一部を意味したペキア *pecia* から出ている。

ペキアリイは各ユニヴェルシタースから3人づつ選ばれた計6人で構成された。この6人衆は一定の写本者や校正者から、ペキアに原文と違う箇所を見つけたならば報告するとの誓約をとった。また、祭の日に、指定した場所にすべてのペキアや小分冊 *quaternio* の公認原本をもって来るよう書籍商に命じ、それを検査吟味した。これらの場合、欠陥が報告され、もしくは見出されたならば、書籍商は一定額の罰金を科せられ、自費で弁償し、かつ修正しなければならなかった。ペキアリイはまた、その多数とレクトルたちの名で、よい写本をもっている教師や学生にその写本の貸与提供を要求できた。さらにペキアリイは、教師たちがその学期中に論じかつペデルに手渡した論稿につき、ペデルの費用で正副2通の原稿を刊行させ、かつ校正させた。ペデルは論稿を受けとってから20日以内にこれをしなければならず、違反があれば、各稿につきポローニア金貨40枚の罰金であった。あれこれとペキアリイの仕事は多く、かつ重大と見なされていたから、彼らは任期中、ユニヴェルシタースの総会や葬儀への出席を免除され、他の役職も強要されなかった。

序にいえば、書籍商は誤ちのあるベキア一部ごと、および一反則ごとにポローニア金貨10枚を科せられ、その半分はウニヴェルシタースにゆき、残りの半分はベキアリイに、残余は違反の報告者に分与された。

家賃裁定者 *taxatores hospiciorum* …先にも触れたように、家賃問題は大学都市のもっとも古くからの問題であり、ウニヴェルシタース成立において重大なきっかけともなったものである。すでに1189年にクレメンス3世の勅書は、それ以前に家探しの困難と、それに伴う家賃の競争的な吊り上げの禁令があったことを示している。ポローニアでは12世紀末、すでに「ポローニアで他の学生がいる家を借りる学生」は破門されるという規則があったという⁸¹。家賃裁定者の制度はこうした事情を背景としている。裁定者は学生間から2名、市の任命する者2名の計4名であり、彼らが学生の借用する家屋の賃料を評価決定した。裁定を拒み、もしくは違反した場合には、その家主は5年間の取り引き停止 *interdictio* の処分を受けた。

これらの役員のほかに、各ウニヴェルシタースから選出され、マサリイ *massarii* と呼ばれた2名の会計官、ウニヴェルシタースの名簿を保管し、かつ諸事を記録する書記 *notarius*、さらにはビデルス *bidellus* と呼ばれる属官がいた。このビデルスたちのうち、レクトル付きの2名は *bidelli generales* と呼ばれ、ウニヴェルシタースの公式布告機関であった。彼らは討論の開催や講義、祭日、売りに出た本などを触れ歩き、規則の変更やレクトルの命令などを告げた。また、あらゆる公式の場でレクトルに随従した。各ドクトル付きのビデルスは *bidellus specialis* と呼ばれ、ドクトルの講義を聴講する学生のために教室の世話をすの小使이었다。このうち前者は全学生の、後者のこのドクトルの聴講生の酬金から支払いを受けた。

最後にウニヴェルシタースとその構成学生の結びつきを簡単に述べよう。彼らは所属するウニヴェルシタースの規則の遵守とレクトルへの服従を誓約し、それに誠実である限りでメンバーの諸特権を享受した。つまり、市から市民としての法的取り扱いを受けるとか、仲間の扶助や防衛を与えられるとかを許された。新参者の場合にはこの誓約と同時に、そのウニヴェルシタースに授業料を払い込めば、その名簿 *matricula* に記名され、入学が叶ったのであった。

6. 学生ウニヴェルシタースの大学支配

1) 大学支配の実態

法学生たちの団体化は、本来は外地における保護ギルド

的色彩の濃厚なものとして出発した。先にも述べたように、同郷者仲間の親睦、病氣や困窮時の慰安や援助、死者の葬い、仲間うちの遺恨の調停、共同の防衛等々。こういったことが市民権を持ち得なかった外来学生の最大の必要事であり、関心事であった。しかし、彼らに勉学や生活条件を保証してくれるのはウニヴェルシタースだったけれども、名誉とよい地位を保証してくれたのはポローニアの法学教育の名声と教師たちの博学であり、それらは教師の管掌事項であった。だから学生は、初めは教師自身の問題や、純粋に学問・教育的な事柄には何ら干渉したりはしなかった。学校 *studium* は教師たちのコレギウムによって管理運営されていた。それなのに、何故、学生ウニヴェルシタースは教師集団を奴隷化し、ポローニアの大学の支配者になっていったのか、また、なり得たのか。その原因と経過が述べられなければならない。しかし、その前に、教師たちがどんなに情けない状態に落ちこんでいたかに簡単に触れておこう。

学生ウニヴェルシタースが、ドクトルたちからレクトルへの服従の誓約を取り、彼らの学生への従属が完成したのは13世紀末であった。もちろん、それ以前からも学生たちは「ボイコット」という怖るべき手段を使って、教師たちを屈従へと追いこんでいた。学生には教師たちのコレギウムに服従する義務はいささかもなかった。それなのに教師たちは学生のレクトルに服従し、ウニヴェルシタースが彼らの意思を顧慮することもなく、一方的に課してくる命令に従わなければならなかったのである。拒めばボイコットとか追放とかの憂目に遭った。学生の場合には週に最低3回講義に出席すれば、楽しい学生身分を享有できたが、教師はそうはゆかなかった。

休暇を取りたいければ、かれは先ず受講学生から、次いでレクトルやコンシリアリイから同意をもらわねばならなかった。市外に旅をするときは一定額の金を供託して、戻ってくることを保証としなければならなかった。要するに、勝手な休みなどは厳禁であった。講義時間はまことに厳しく守られ、教師は遅刻1回毎に20ソリドの罰金をとられたし、終鈴後1分以上講義を続けることも厳禁であった。もっとも終講の場合は、終鈴後直ちに部屋を出ない学生の方も10ソリドの罰金をとられるのであった。また、講義の進度と順序をきっちり定められ、一つの章、一つの教令の省略も、さらには後回しさえも罰金の対象であった。このように、教師たちは何か落度があれば罰金を科せられたのであるが、この罰金の徴収を確実なものとするために、彼らは学年度開始時に10ポローニア・ポンドを銀行に預託させられ

て、違反毎の規定額はこれから差し引かれた。もっといまいましいことに、ユニヴェルシタースは教師の違反を正確に摘発するために、学生に密告を義務づけたり告発委員会を設けたりし、教師の違反の告発を怠った学生は科罰されるきまりであった。

こういった規程や命令は学生ユニヴェルシタースが勝手に決め、レクトルのベデルが講義中に教場に入って来ては傲然と読み上げてゆくのであった。講義を中断し、畏まってこんなレクトル布令を聞かなければならないドクトルたちの姿は想像するも惨めである。「もし学生たちがいなければ、大学はきわめて快適な場所なのに。」⁹⁰とドクトルたちは嘆息していた。しかも、市当局の処遇だって、彼らにとってそれほど温かいものではなかった。普通講義では最少5人、特殊講義では3人の学生の受講を確保できなかった日は、その講義は欠講として取り扱われ罰金が科せられる、というのが市の条令の規定であった⁹¹。

2) 学生の大学支配が生じた諸条件

13世紀末までに、こうした隷従状態はほぼ完成してしまつたとみてよい。こんどは、どうしてこんなことが生じたかを見てみよう。

まず第一に語られなければならないのは学生ユニヴェルシタースの強さである。学生ユニヴェルシタースといってもポローニアの場合、13世紀末までは専ら法学生たちだけであった⁹²。法学教育の高度化によって独立の法律学校と法学専攻の教師や学生の層が形成されたのち、つまり、おそらくは12世紀半ば以後は、法学生たちは長期にわたる基礎教育—文法、修辭学、論理学など—をどこか他の学校で済ませてきた。したがって彼らは、パリの場合なら教師のユニヴェルシタースの絶対主力を形成していた学芸学の教師たちにほぼ匹敵する、かなりの年配の人々であった。教会内あるいは俗界での地位も一般に高く、裕福でもあった。滔々たる団体化の時代傾向のなかで、しかも両法学への尊敬が非常に高かったポローニアにおいて、このような法学生たちの団体結成は一般人からも市当局からも当然のこととして受けとられ、かつ十分な尊重を与えられた。法的にいても、イタリア諸都市には風人法の觀念が広く残っていたのであって、外来の居留者は私法上だけでなく、時には公法上の生活の場合でさえ、それぞれ自分たち自身の法や慣行に従い、自分たちの裁判権に服して暮らしてよかった。ことに聖職者の場合には、教会法上完全に世俗裁判権を免れていた。さらに12～13世紀ころ、イタリア諸都市に生き残っていたローマ法は、3人以上の者が団体を結成し

た場合には、当局から何ら認可行為がなされなくとも、それに法的な実存を許していたという⁹³。こうした事情から、外来学生が自分たちの団体を結成し、その長を選定し、その裁判権に服することも、法的にさして疑義はなかったわけである。法学生ユニヴェルシタースは、こうして堅固な基盤に立っていたのである。

こうした良好な存立基盤に加うるに、学生ユニヴェルシタースは—中世のギルドその他の団体と同様—誓約という恐るべき団結の道具をもっていた。中世にあっては、団体は誓約に基づいて結成されるのが普通であった。いつでも事由さえあれば解除できる近代的契約と異なり、誓約は、それへの違反が死罪にさえ値するほどの厳しさをもった約束だった⁹⁴。その団体規則や長への服従の誓約によって結成された限り、団体やその長の統轄権は絶大なものがあり、その執行権はまさに共和都市当局のそれに匹敵するものがあった。ラシュドールのいう如く、誓約団体はまさに国内国家と呼んでよい強烈な対内規制力を持っており、この事情は団体に強固な団結と力を与え、これによって誓約団体の相互扶助や共同防衛の力もまた大きかった。13世紀初頭、学生流出の阻止に必死のポローニア市が、レクトルの服従誓約をとる権の制限にその精力を集中したのは、誓約のかかる性格に原因があった。

学生ユニヴェルシタースの団結と強化を刺戟した外的要因の第一は中世における市民権の排他性であった。中世都市の自由と自治は市民の活動と富、そして何よりも強烈な連帯の力の賜物であった。ときに、この連帯は全市民の誓約によって裏打ちされさえした⁹⁵。市民1人1人の運命や日常生活全般が決定的に都市の運命に関与せられ、かつその統轄下にあったのであり、市民権とは、このような市民が、そして彼らのみが、この運命共同者の資格で享有し、かつ保障されていたものであり、かつまた、決してそれ以上のもではなかった。当然、中世の市民権は「値段のつけようもないほどの価値をもった世襲財産⁹⁶」であり、かつ排他的たらざるを得なかった。しかも、市壁の外ではもちろん、平和違反には情容赦なく絞首、斬首、去勢、四肢切断などの刑をもって臨んでいた市壁内においてさえ、殺傷、暴行、掠奪などが頻発していた時代である。市民権をもたない者は著しく劣悪かつ不安な生活を送らざるを得なかった⁹⁷。

こんな訳で、ポローニアの町にやってきた何千人という外来学生は、たちまち家賃と物価の法外なつり上げに苦しめられた。その上、血気さかんな学生たちと市民との衝突は日常茶飯のことだったが、こんなときにも彼らは市民の

愛郷排他的な精神や強固なギルドの連帯、そしてポローニア市の法と、市益に忠実な裁判官を相手にしなければならなかった。「こんな社会状態であってみれば、ギルドのメンバーであるということは個人的な保障のために本質的であった。もし学生たちが、自分たちのギルドを作らなかったなら、もし彼らが自分たちの役員の法上の承認や特権を強く主張しなかったなら、外国に住んでいる学生たちの立場というものは、おそらく、ほとんど耐え難いものであったろう。」⁹⁸と、ラシュードールは述べている。このような事情が勉学のために故郷での市民権の享有を一時的に断念してこの共和都市に遊学している外国人学生をギルド的団体の結成と、その団体力を強化していわば「自然的市民権のかわりに人工的な市民権」⁹⁹の、つまり諸免除や諸特権の獲得へ向かわせたのである。外来者からなる学生ユニヴェルシタースは、どの都市ギルドにもまして力を必要としたのであった。

要因の第二は、学生が当時の修学条件に由り極めて有効で強力な闘争手段を駆使できたことが語られなければならない。教師に対する集団ボイコットと、都市に対抗する集団退去がそれである。もちろん、これらの闘争手段はパリでも幾度か用いられ、大きな成果をあげている。しかし、ポローニアの場合には、同市に特有の事情のなかで、この二つははるかに強大な武器となり得たのである。

同市では、教職は長く教師の個人的営業活動であり続け、その授業料は学生との契約で決まった。1280年以後、一部教師が市の雇いとなった後も、その人選権は当分学生にあった。学生団の意に逆って集団ボイコットを受けた教師は早速教職収入を失う破目に陥った。しかしながら、はるかに強烈なのは集団退去という武器であった。大学が自分の校舎その他の施設を持つようになったのは15世紀以後のことである。それまでは、講義は教師の私宅や借屋、市の建物、またときには背空の下で行われていた。教師と受講学生がいさえすれば、講義はどこでもできた。だから学生は、団結さえしていれば、どこの都市にでも気軽に移住できたし、そうなれば教師の多くも、市の禁を犯してでもついて行かざるを得なかったであろう。そして、学生と教師たちが移り去れば、市もその囁々たる学問的栄光と莫大な経済的利益の両方を一挙に失ってしまい、しかもそれらは競い合う他都市に移るのである。様々な有利な条件を提示しながら、あの手この手で教師や学生たちを引き抜こうとする他都市の努力・策動に対処しなければならないため、ポローニア市当局は、学生の集団退去と教師の流出を防止する方策以外では、学生の要求にかなり柔軟な態度をとつ

たのであり、教師たちをバック・アップすることは少なかった。

最後に、ポローニアの法学教師たちの事情がある。11世紀以後の教育復活を俗人教師が担ったポローニアでは、教師の多くは俗人であり、学校に対する教会の影響力は後々まで小さかった。ポローニアの法学教師たちは、パリの教師たちのように教会の権威を背にして学生に臨むということはほとんどできなかった。⁹⁹ そればかりではない。1158年のロンカリア帝国議会で、ポローニアの4人の法学教師が皇帝フリードリヒ1世に対して北イタリアに対する帝権の主張を示唆しており、その結果、ロンバルド諸都市は皇帝を相手に命運を賭して戦わなければならなくなった。こんな事情から、以後ポローニアの法学教師たちは市民の消えることなき憎しみの的となり、ポローニアにおける彼らの政治的地位と権威は大いに失墜していたのである。

この政治的権威の失墜は、さらに次のような事情で深刻化された。すなわち13世紀前半、ロンバルドの諸都市コミュニティでは¹⁰⁰ 豪族に対する¹⁰¹ 町人の政治革命が激しく進行するが、¹⁰² ポローニアでも同世紀中頃までにこの権力交替が生じた。12世紀以降政治現実に生々しく関わり合いながらその研究を進展させて来たポローニアの正統法学者にとり、これは重大なダメージであった。この間の事情を、法学者オドフレドゥス（1265年没）は、馬鹿者どもに法規を作成させるものだからラテン語もなければ内容もないような法規がつくられる、と憤慨することによって示している。¹⁰³

そのほかにも、たとえば13世紀初めごろまで幾度も生じた法学教師たちの他都市への流出なども、当時の市民感情からすれば許し難い市民的不実と映じたにちがいない。ともかく、早くから教育や学校への配慮は市当局が行い、ことに法学の場合には市当局が熱心に手を尽くして教師を聘し高俸を払った北イタリア諸都市のなかにあって、ポローニア市の法学教師に対する処遇はいかにも冷たく、かつ禁圧的である。その原因の半ばは、多分、如上の事実で説明されよう。この市の場合には、当局は法学校の名声をたのみ、教授の職をできるだけ市民に限定し、教師に様々なコミュニティ強制を課することでことに対処していた。この市が、その学問による名譽と繁栄を守るために、他都市にならって教師への俸給制を採用し始めたのもやっと1280年以後であり、それも最初は講座数も少なく、俸給も決して気前のよいものではなかった。¹⁰⁴

法学教師たちを取りまくこのような悪条件は、彼らを「教師としては単なる法学校の先生に、法律顧問官としては単

なる実務屋¹⁰²⁾に矮小化し、その学究の註解的態度への傾斜を固定し、かつ強化していった。ポローニア法学の政治的影響、実務的定着の進行と裏腹に、彼らの学問的創造性は萎えていった。彼らは裕福な学生たちにその教授労働を何がしかの金額で購入してもらおう境涯に落ちていた。多くの教師の生計は、学生たちが支払ってくれる授業料その他の謝礼に絶対的に依存しており、学生団の心証を害するなどは致命的な、思いもよらぬことだったのである。

だが、法学教師たちの学生ウニヴェルシタースへの隷属化を決定的にしたいま一つの重大な要因は、彼らのあまりにも露骨な利己的態度であった。ポローニアの法学校が隆昌を始めた当初から、同市出身の法学教師連は執拗に、そこから生ずる儲けをポローニア出身者の間で、それもできるだけ少数の間で独占しようと策動を続けた。そればかりか、彼らはこのプロフェッションを世襲化して、自分たちの息子や甥たちに譲り伝えようと企て、ついにはかなりこれに成功しているという。もちろん、教授職を極力市の出身者で独占するということは「築き上げられた威信の金銭的実りを余すところなく刈り入れ¹⁰³⁾たいというポローニア市そのものの衝動でもあった。よそ者の営業活動の制限や、商業の強制的な都市吸収は¹⁰⁴⁾中世諸都市、ことに北イタリア諸都市では、経済政策の大原則だったのである。また、同業者数をできるだけ制限しようとするものも、当時のギルド的精神からして、ごく自然な感情であったにはちがいない。しかし、学問や教育は本来、このような閉鎖性にもっともなじまないものである。ましてその職の世襲化に至っては論外である。教授活動の市民独占には熱心であったポローニア市当局も、この世襲化策動には随分反対、干渉し、13世紀末からドクトルの息子や甥たちの教職授任を制限する処置を幾度もとっている。¹⁰⁵⁾

このような教師たちの努力によって、最大の障碍は学生の団体化であった。教師たちは普通、学生を雇って各受講生と掛け合わせ、こうして受け取る授業料を取り決めたのであるが、時には学生団が自らの要求額をもって教授に対応する場合もあった。いずれの場合にしろ、強力な学生団体の存在が教師たちの授業料取り決めに好ましい影響をもつ筈はない。オドフレドゥスなども値切られて、憤懣やるかたなく、来年からは午後の特講講義はしないとさえ言明している。¹⁰⁶⁾ 学生たちがウニヴェルシタースに結集したとき、ひとり法学教師たちだけが執拗に異議を唱え続けた真因も実はここにあったと見ることもできる。また前出のように、1224年、ローマ法の教授連は、ポローニア市が学生ウニヴェルシタースのレクトルやコンシリアリイの追放に

踏みきったとき、その入れ知恵もしている。¹⁰⁷⁾ このように市当局に迎合結託して学生団の弱体化をはかり、彼らは身勝手な金儲けに奔走したのである。

もちろん、同市出身の法学教師たちのこのような市サイド寄りの態度が、すべて利己の心情に発しているとはばかりはいえまい。コミュン都市の全市民を緊縛していた誠実義務や、彼らにしみこんでいたであろう愛国忠誠の心情も当然考慮されなければならない。しかし、他郷からの学生にとり、そんな事情は何の関係もあろうはずがない。13世紀中ごろ、一学生が受けた迫害とポローニア出身教師たちの利己的な講座独占策に対して一大抗議行動を展開し、大幅な諸特権をかちとった学生ウニヴェルシタースは1259年、同市における欠員講座をウニヴェルシタースの選外来教師で満たしてもよいという誓いを教師から取ってしまった。おそらくそれ以後、教職の行使は大いに学生団の意向に拘束されるようになった。けだし、1282年、学生たちは「ボデスタもしくは大官、あるいはその他彼の任を行う何人であれ、学生の意向に反して、教師たちに講義することを禁じたり、または講義することを命じたりするなどの抑制をポローニアの学校に加えることはできないのだ。」¹⁰⁸⁾と主張し、この特権の維持のためには退去をも辞さない¹⁰⁹⁾と迫っているからである。さらに1289年、学生たちは、市民教師たちは市民的公務による休講もしばしばであり、学生に不利であると市当局に訴え、特殊講座のために2名の教師を、ウニヴェルシタースが指名し市庫からの給俸で雇うことを申し入れ、これを承認させた。この外来教授の選任は1年毎であった。このこともまた、外来教師のみならず市出身教師たちをも、ウニヴェルシタースへのいっそうの従属へ追いやった。市が学生たちに弱かったからである。こうして、13世紀の終わるまでに、法学教師たちは学生レクトルへの服従誓約を取られてしまい、学生への従属は完成してしまっていた。

できあがった結果だけを見ると、ポローニアの学生たちは、たしかにエゴイスティックかつ傲慢であった。しかし、都市利己主義が公民精神の髄をなして横溢していた、それも暴力的な都市ポローニアで、勉強や生活の諸条件の保障や改善のために闘いを続ける必要があった外来学生たちにとり、法学教師たちの態度は大きな障碍であった。それは許し難いものであり、圧殺されざるを得ないものであった。同じころパリの教師たちは、学芸課程のマスターたちを主力として、パリ教会と、市当局や市民と、王権と、ときにはパトロンであった教皇座とさえ激烈に争いながら、その中から大学の自治と自由と威信を確立していった

いた。これと比較するとき、ポーニアの教師たちはあまりにも権力追隨的な、小商人的な姿勢で終始したとしか言いがたい。そして、まさしく彼らのこのようなみじめな態度こそが、ポーニアの学生たちの傲慢さを育てる大きな原因でもあった。

しかし、非がいずれにあらうとも、このような関係、このような状態の継続は研究と教授の発展にとり致命的であった。教師たちがなおも都市利己主義に便乗しながらギルド的利益追求をすすめる、一方、これに対応的に、学生が授業料値切りや教師奴隷化を強めていったとき、ポーニアの学校は急激に衰えた。優れた教師を得ることが困難になるとともに、たまたまそれができた場合でも彼らの流出が起こったからである。¹⁰⁹⁾ この流出はイタリア他都市の法学校の隆盛となり、ポーニアの学校の名声のみならず外来学生の減少ともなった。こうしてポーニアの法学は質量ともに稀釈される悪循環にのめりこんだ。また、1289年以降進められた教師に対する市庫からの給俸は、その受俸の員数および金額の増加をまわって、教師に対する任命実権を次第に学生団から市の側に奪取させる結果となった。この任用の権、ならびに都市当局との関係においての学校管理権は、14世紀から15世紀を通じて、徐々に「大学の改革者たち Reformatores Studii」と呼ばれるようになった一つの学外理事会の掌握するところとなり、16～17世紀に至ると学生の自治権は完全に虚名化されてしまった!¹¹⁰⁾

欧文引用文献および参考文献

- (引用と註記では頭書のA～Mをその書の略号とする)
- A…VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften : Deutsche Geschichte in 3 Bden., Berlin, 1967.
- B…D. Herlihy : Medieval Culture and Society.
- C…H. Rashdall : The Universities of the Middle Ages, A New Edition in three Volumes edited by F. M. POWICKE and A. B. EMDEN, Oxford University Press.
- D…H. Denifle : Die Entstehung der Universitäten des Mittelalters bis 1400, Weidemann Berlin, 1885.
- E…W. Ullmann : The Growth of the Papal Government in the Middle Ages, Methuen, London, 1955.
- F…C. Meiners : Entstehung und Entwicklung der Hohen Schulen in 4 Bden., Göttingen 1805, scientia Verlag Aalen, 1973.
- G…L. J. Daly : The Medieval University 1200-1400, Sheed and Ward, New York, 1961.

- H…R. S. Rait : Life in the Medieval University, Cambridge University Press, 1912.
- I…L. Thorndike : University Records and Life in the Middle Ages, Octagon Books, New York, 1971.
- J…M. Deanesly : A History of the Medieval Church 590～1500, Methuen, London, 1925.
- K…A. B. Cobban : The Medieval Universities Their Development and Organization, Methuen, London, 1975.
- L…T. Ballauff : Pädagogik Eine Geschichte der Bildung und Erziehung Bd. 1, Verlag Karl Alber, Freiburg/München, 1969.
- M…H. Denifle : Chartularium Universitatis Parisiensis 4 Tomi Paris 1899, Culture et Civilisation, Bruxelles 1964.

和文引用文献および参考文献

- (引用と註記では頭記のイ～ワをその書の略号とする)
- イ…橋口倫介 : 十字軍, 第2版, 岩波書店, 東京, 1975.
- ロ…G. Duby, R. Mandrou : フランス文化史, 全三巻 (前川貞次郎他訳), 人文書院, 京都, 1970.
- ハ…H. Pirenne : 中世都市 (佐々木克巳訳), 創文社, 東京, 1970.
- ニ…H. Mitteis, H. Lieberich : ドイツ法制史概説 (世良晃志郎訳), 創文社, 東京, 1971.
- ホ…O. Waley : イタリアの都市国家 (森田鉄郎訳), 平凡社, 東京, 1971.
- ヘ…大塚・高橋・松田編 : 西洋経済史講座 全五巻, 岩波書店, 東京, 1964.
- ト…岩波講座 : 世界歴史 全30巻, 岩波書店, 東京, 1969～1971.
- チ…F. Kern : 中世の法と国制 (世良晃志郎訳), 創文社, 東京, 1970.
- リ…C. Dawson : 中世のキリスト教と文化 (野口啓祐訳), 新泉社, 東京, 1969.
- ヌ…C. H. Haskins : 大学の起源 (青木・三浦訳), 法律文化社, 京都, 1970.
- ル…J. Huizinga : 中世の秋 (堀越孝一訳), 中央公論社, 東京, 1967.
- ヲ…林毅 : ドイツ中世都市の研究, 創文社, 東京, 1972.
- ワ…清水広一郎 : イタリア中世都市国家研究, 岩波書店, 東京, 1975.

註 (略号に付したローマ数字は巻数)

第一章

- 1 ハー-p. 7 ; また ニー-p. 77参照。
 2 C I -p. 97.
 3 C I -p. 97.
 4 D-s. 732 ; ホー-p. 53, p. 109以下参照。
 5 D-s. 44.
 6 G-p. 24.
 7 D-s. 749.
 8 C I -p. 91 ; D-s. 730.
 9 C I -p. 91 ; ハー-p. 199 ; ホー-p. 114.
 10 C I -p. 102.
 11 C I -p. 93.
 12 C I -pp. 109~110.
 13 D-s. 45以下 ; C I -pp. 120~125.
 14 C I -p. 116.
 15 C I -p. 121.
 16 C I -p. 123.
 17 C I -p. 123.
 18 C I -p. 124.
 19 E-p. 372 ; C I -p. 127.
 20 E-p. 359註, p. 371.
 21 J-p. 136.
 22 C I -p. 130.
 23 E-p. 372.
 24 D-s. 757 ; E-p. 369.
 25 D-p. 807以下 ; E-p. 373.

第二章

- 26 D-s. 50.
 27 ヌー-p. 142.
 28 C I -p. 146註.
 29 C I -p. 221 ; M I -p. 87, pp. 90~93.
 30 C I -p. 147 ; なおデニフレはこれを否定する…
 D-s. 133参照。
 31 ト X-p. 297.
 32 ニー-p. 203.
 33 ニー-p. 204.
 34 ハー第 8 章参照。
 35 C I -p. 204 ; F III-p. 210.
 36 D-s. 151 ; C I -p. 151.
 37 C I -p. 204 ; F III-p. 213.

第三章

- 38 C I -p. 164 ; D-s. 170註.

- 39 D-s. 135 ; なお中世都市のギルド制については
 ヘ I -p. 197以下を参照。
 40 D-ss. 136, 144, 177.
 41 D-ss. 31~32.
 42 C I -p. 153 ; D-s. 144.
 43 C I ~p. 161 ; D-s. 140および s. 145以下。
 44 C I -p. 156 ; D-s. 139. ただしデニフレは四つ
 以上のウニヴェルシタースがあったと考えてい
 る。
 45 D-s. 144.
 46 D-ss. 144~145.
 47 C I -p. 163.

第四章

- 48 D-s. 155.
 49 C I -p. 176.
 50 C I -p. 186 ; D-s. 156.
 51 D-s. 164.
 52 C I -pp. 210, 215. なお都市間の栄光を求めての
 競争に関しては、ホー-p. 168以下に詳しい。
 53 C I -pp. 168~169 ; D-s. 730.
 54 C I -p. 169註.
 55 C I -p. 169 ; D-s. 166.
 56 D-s. 162註.
 57 ホー-p. 222以下。
 58 C I -p. 170.
 59 D-s. 168註.
 60 D-p. 166.
 61 D-s. 168註.
 62 C I -p. 171.

第五章

- 63 C I -p. 174.
 64 G-p. 32.
 65 C I -p. 183. なおデニフレは1265年に13のナチ
 オが存在したとしている (D-s. 154).
 66 ホー-p. 99.
 67 ヌー-p. 142.
 68 C I -p. 157 ; D-s. 154.
 69 G-p. 47.
 70 G-p. 34以下。
 71 C I -p. 163 ; D-s. 146.
 72 C I -p. 184.
 73 H-p. 21.
 74 D-s. 741.

- 75 C I—p. 181; D—s. 187.
 76 C I—p. 184以下。
 77 C I—p. 164.
 78 C I—p. 184; H—p. 22.
 79 ル—p. 136.
 80 D—s. 169註。
 81 D—s. 150.
 82 ハ—p. 176, ホ—pp. 88, 95, 96.
 83 ハ—p. 176.
 84 I—p. 164.
 85 F III—s. 157.
 86 D—s. 143.
- 第六章
- 87 C I—p. 166.
 88 ヌ—p. 83.
 89 C I—p. 196.
 90 C I—p. 237.
 91 C I—p. 152.
 92 C I—p. 380.
- 93 ハ—第7章, ことに p. 151以下参照。
 94 C I—p. 150.
 95 オ—pp. 258, 263, 292ほかを参照。
 96 C I—p. 153.
 97 C I—p. 151.
 98 C III—p. 353.
 99 ホ—p. 228以下。
 100 C I—p. 256註。
 101 F III—p. 215以下; C I—p. 210.
 102 C I—p. 256.
 103 C I—p. 215.
 104 ヘ I—p. 223以下参照。
 105 C I—p. 214.
 106 C I—p. 209註。
 107 D—s. 168.
 108 C I—p. 166.
 109 D—s. 199註。
 110 C I—p. 212.